

に保護するが、しかし、少なくとも、管理・運営上の地域 (Regierungsbezirke) には新しい機関を設けたいと考えている。

この観点では、結論として、新らしい保険制度をもつ新しいタイプを設けるには、納得のゆくなんらの理由も存在していないということになる。

含まれた諸問題に対する簡単で、効果的な、しかも適切な解決は、次に示されるとおりである。

1. 農業の全被用者（自営の農民とかれらを助ける家族を含む）に対して、ある強制的な保険が設けられるであろう。適切な保険の保障を設けられている場合には、適用の除外を認めることができる。
2. 引退した農民は強制的に被保険者となり、かれらの拠出は老齢保険制度によりかれらの全員に支払われるであろう。
3. 疾病保険制度の管理・運営では、現在存在している制度が引受けけるであろう。

Die Krankenversicherung für Landwirte, *Die Krankenversicherung*,

No. 10, 1970, pp. 243-245; No. 33, '71.

年金の法令にみられる 均一性と差別

V. A. Atcharkan* (ソ連)

筆者は被用者と集団農場の農民(コルホーズ構成員)に対して設けられた各年金制度で支給される年金の資格条件と年金額を標準化することについて、ある諸問題を論述している。

コルホーズ構成員の年金と諸給付を規定した法律は、事実上では、被用者の制度と同一の基本原則をもっている。基本原則の同一性は実施上に大きな価値をもっており、望ましくない除外や実施上に生ずる幾つかの不必要的複雑さを除いている。その同一性は生活環境や労働条件の違いにもとづく区別と、コル

ホーズ労働の量と性質にみられる相違を取除いていない。

各制度間における重要な相違は、コルホーズ労働と家族を扶養する義務の評価と関連をもっている。

各年金は雇用期間と過去の収入によって決定される。2つの制度におけるこれらの考察に与えられた重要性には、相違がみられる。コルホーズ構成員に対する裁定は、雇用契約による雇用期間を考慮するが、過去のコルホーズ構成員は被用者に裁定された年金に含め



られていなかった。他方、北辺で雇用された人びとはより寛大な資格取得条件——これらの地方では、所定の労働期間以後、より短かい資格取得期間とより低い年金年齢が認められていた——を得ていたが、コルホーズ構成員はそのような規定から利益を受けていない。コルホーズ構成員は骨の折れる難儀なまた危険な環境で従事する労働に認められている増額された年金額や補足的給付からも、利益を受けていない。コルホーズ構成員の労働は、事実上では、工場の労働とそれほど異なるということが論議されている。取扱いの格差は望ましくない環境の永続的な労働に対するインセンティヴとして、十分なものとはいえない。年金額を決定する要素からこの判断基準を除き、かつ別なしかも独立した年金を考慮するように判断基準を明確にするのがより一層現実的であるだろう。2つのケースだけ——コルホーズの議長、専門家など——にコルホーズ構成員の年金を裁定したり、また評価する場合に、なお、事実上の就労日数ではなくて、コルホーズにおいて全期間に就労したある最低の就労日数を条件にし

て、所属していた全期間で、コルホーズの季節的な労働を評価する場合に、労働条件が考慮される。

コルホーズ構成員の制度による年金支給額の仕組みは、被用者の制度より複雑でない。全般的には、この点にかんする統合は、コルホーズ構成員の制度の方に、被用者の制度を同化させる方向を取るべきである。

扶養家族に対する義務は被用者の制度で認められており、コルホーズの制度では範囲が被用者の制度より狭い。しかし、コルホーズ構成員の31.7%は扶養されている子供らである。そのような取扱いの違いは、僅かではあるが、理論的および経済的な正当性を含めて、「被扶養者」の定義に用いられる異なった言葉づかいから生じている。さらに、農村地帯の世帯のうち25%が被用者とコルホーズ構成員の「混合」世帯であるという事実は無視されており、また、このようなことは幾つかの望ましくない結果を生み出している。

年金制度に加えられるある将来の改革は、次の各基本原則を含めるべきである。

社会保障の普遍性とすべての労働不能の者に対する均一的適用。

労働の性質と労働条件に認められる相違を含めて、過去の労働に対する政府評価の平等。

年金を区別するために、生産における労働環境以外の諸要素に対する均一的な政府の評価。

年金額と継続的に上昇する市民達の生活水準との間における安定した関係。

組織と財源調達の統一。

ソ連邦の各共和国に実施される社会保障を統合するためには、ソ連邦全体のある組織が望ましい。

* モスクワの労働研究所に所属。

Edinstvo i Diferentsiatsia Pensoninova Zakonodatelstva, Gosudarstvo i Pravo,
No. 2, 1970, pp. 32-39; No. 47, '71.